

会 則

(令和6年度)

船橋市立金杉小学校父母と教師の会

金杉小学校「父母と教師の会」会則

第1章 名称および目的

- 第 1条 本会は、船橋市立金杉小学校父母と教師の会と称し、事務局を船橋市立金杉小学校におく。
- 第 2条 本会は、金杉小学校児童の保護者と教職員で構成し、全会員が協力して金杉小学校児童の健全育成をはかる。
- 第 3条 本会は、不偏、不党の立場を貫き、学校教育の理解と振興をはかる。

第2章 活動

- 第 4条 本会は、目的達成のため、次の事業および活動を行う。
- ①会員相互の研修と親睦をはかる。
 - ②教育講習会、懇談会等を計画、実施する。
 - ③児童の健全育成をはかるため、学校内外の環境の整備に努力する。
 - ④その他目的達成に必要な活動を行う。

第3章 組 織

- 第 5条 本会は、次の組織によって構成する。

①役員会 ②各部会

- 第 6条 本会の業務は、次の学級役員が掌握し、会員の福利厚生と児童の健全育成をはかる。但し、統括的業務は本部役員会の直轄とし、本会全体にかかわる文化的諸行事を推進する。

学級役員

ア・学級代表

◎学級内の意見の交流をはかり、学級保護者会活動を推進する。

イ・校外活動部

◎校外における児童の健全育成をはかると共に、地域環境の改善に努める。

ウ・校内活動部

◎情報の伝達、意見の交換をはかる。

第4章 役 員

- 第 7条 本部役員は次のとおりとする。

① 会 長 1名 ② 副会長 3名(教師1名を含む)
③ 書 記 2名 ④ 会 計 2名 ⑤ 庶 務 2名

- 第 8条 会計監査 2名

- 第 9条 (24年度 総会にて抹消)

- 第 10条 部会の役員は次のとおりとする。

① 部 長 1名 ② 副部長 1名
③ 書 記 1名 ④ 会 計 1名

(ただし、副部長が兼任も可とする。)

- 第11条 役員

1 任期 本部役員の任期は、総会から任期終了年度の総会までの2ヵ年とする。
(ただし、会長はこの限りではない)

欠員が生じた場合、運営委員会で選考決定し、その任期は前任者の残任期間とする。

2 資格 本部役員は会員の資格を有するものとする。

3 任務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会、運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故の時は任務を代行する。
- (3) 書記は役員会および運営委員会の議事を正確に記録し、会の事務を処理する。
- (4) 会計は総会で決定された予算に基づいてその収支にあたり、会計の事務を行い、総会時、収支を報告する。
- (5) 庶務は有価物等に関する報告を行う。
- (6) 会計監査は、会計の運営について監査し、総会に報告する。

4 選出

- (1) 本部役員の選出は、運営委員会及び各学級役員によって前もって指名され、毎年定期総会で承認され決定する。
- (2) 会計監査は会長が委嘱する。
- (3) ー改正により抹消ー
- (4) 青少年補導委員は2年毎に学校長と会長が相談し決定する。地域、学校、父母と教師の会と連携し、青少年の非行防止並びに健全育成に貢献する。活動は、船橋市青少年センター、地区補導委員会議の定めるところとする。
- (5) ー改正により抹消ー
但し、学年単学級の場合、校外部、学級代表を各々2名とする。(児童数29名以下の場合、校外部1名、学級代表2名とする。
- (6) 学級代表および部会の役員は各学級から選出される。

第5章 会 議

第12条 本会に次の会をおく。

①総 会 ②本部役員会 ③運営委員会

第13条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関とする。

第14条 定期総会は年1回とし、前年度会計報告、会計監査報告、活動報告の承認、本年度の本部役員選出、予算、活動計画、会則の変更、その他必要事項について審議、決定する。特別会計(金杉小まつり収益金・周年行事積立金)の執行にあたっては、毎年度の運営委員会にて検討する。

第15条 臨時総会は、会長および運営委員会が必要と認めた時、および会員の過半数が必要と認めた時に開催する。

第16条 総会は5日以前に通知し、会員の3分の1以上出席、または委任状があれば成立する。

第17条 総会の議決は出席者の過半数で決定する。

第18条 本部役員は、必要に応じて会長がこれを招集し、総会に提出する議案の審議、運営委員会に提出する議案の企画審議その他必要な審議を行う。
構成員は次の通りとする。

① 本部役員 ② 学校長

第19条 運営委員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。主として予算案、決議案の審議、本部役員会より提出された議案の審議決定、各部会および学級より提出された議案の審議決定、その他連絡調整を行う。

構成員は次のとおりとする。

- 1 本部役員 ② 学校長 ③ 各部会の部長 ④ 学級代表
- ⑤ 会長が必要と認めた時出席する者とする。

第6章 会 計

第20条 本会の経費は会費をもってあてる。会費は1世帯年額2,000円とし、年1回徴収する。尚、年度途中転居等により脱会しても、既に納入された会費については返還しない。ただし、会費徴収時に脱会申し出があった場合、月額250円として脱会月までの会費を徴収する。尚、途中加入会員はその月から会費を納入する。

転出月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
返金額	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000	750	500	250	0

第21条 その他の収入は特別会計とする。

第22条 会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

付 則

1. この会則は平成15年4月19日より施行する。
会則履歴について:昭和59年5月24日、制定 施行

昭和63年5月8日、改正
平成4年5月3日、改正
平成10年4月22日、改正
平成15年4月19日、改正
平成20年4月18日、改正
平成21年4月17日、改正
平成22年4月16日、改正
平成23年4月14日、改正
平成24年4月12日、改正
平成25年4月11日、改正
平成26年4月10日、改正
平成30年4月18日、改正
平成31年4月16日、改正
令和4年1月12日、改正

2. 会長が必要と認めた場合、運営委員会の議決を得てこの会則に反しない限りの細則をつくらることが出来る。

細 則

慶弔規定

会員相互の親交を深め友ぎ団体との儀礼をつくし、かつ児童福祉のため、次のような規定を設ける。

1. 災害に対する場合

1 対象の範囲

1. 児童—登校、下校での入院を必要としたケガの場合。
2. 会員—校内での事故で一ヵ月以上入院を必要とした場合。

2 贈金の基準は本部役員において、その年の状況を考慮して、その年度の基準を決定する。

2. 死亡に対する場合

① 対象の範囲 イ. 児童 ロ. 会員

② 弔金の基準 本部役員において、その年の状況を考慮して、その年度の基準を決定する。

3. その他の場合

- (1) 教職員で、転退職する場合は本部役員で審議し、記念品を贈る。
- (2) 教職員の結婚および出産の場合は、贈金の基準に基づいて贈る。
- (3) 本会の友ぎ団体およびその直接関係者に儀礼交換をなす必要のある時は金5,000円を限度として処理するものとし、特別の場合は本部役員にはかり適当な額を決定する。
- (4) その他特別の事情のある事例発生の場合は、本部役員にはかり適当な処置をとる。